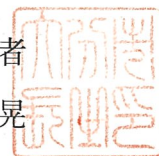


大分市告示第 177 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 17 日付け大分市告示 524 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和 5 年 4 月 20 日

大分市長職務代理者
大分市副市長 久渡 晃



1. 指定を解除する形質変更時要届出区域
別図のとおり
(大分市城崎町一丁目 17 番の一部)
2. 指定を解除する区域において土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
3. 講じられた汚染の除去等の措置
除去